

平成 20 年度予算編成方針

【経済状況と国の財政】

我が国経済は、企業部門の好調さを維持するとともに、家計部門の改善も続き、民間需要中心の経済成長が持続するものと見込まれ、平成 20 年度においては、物価の安定の下で、自立的・持続的な成長が実現すると考えられている。

しかし、日本経済を主導する大企業の底堅さは感じられるが、中小企業は円高や原油等の原材料の高騰、更にインフレ懸念により経営の改善は不確定要素があり、景気の先行きについては、警戒感を強めなければならず、また、米国の低所得者向け住宅融資「サブプライムローン」などによる潜在的なリスクの高まりも合わせて注視する必要がある。

一方、国の財政状況は、平成 19 年度末で国と地方の長期債務は 773 兆円程度に達し、依然として厳しい状況に変わりなく、平成 20 年度についても、財政健全化に向けた取組を継続し、歳出全般にわたり最大限の削減を行うことが必要不可欠であるとしている。

国の税収の一部を、財政力の弱い自治体に回す地方交付税については、有力企業を抱える自治体の多くが、景気回復に伴う企業からの税収増で、交付税を受ける必要の無い「不交付団体」となっている。国では、人口 20 万人以上の市の半分を交付税に依存しない不交付団体とする不交付団体の増加を打ち出しており、国の行財政改革を優先した施策となっている。

[経済財政改革の基本方針 2007 改革のポイント]

1. 歳入・歳出一体改革実現のため、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針 2006」で示された 5 年間の歳出改革を実施する。そのため、主要な分野について制度改革等の道筋やその取組を示す。
2. 平成 20 年度予算は、この歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることから、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針 2006」に則り、最大限の削減を行う。
3. 「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」、「税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける」など、規律ある財政運営を行う。
4. こうした歳出改革の取組を行って、なお対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代へ

の負担の先送りは行わない。

【地方財政計画】

国・地方間のバランスを確保しつつ、財政健全化を進めることとする。地方財政については、平成20年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、「基本方針2007」を踏まえ、引き続き、「基本方針2006」に則った最大限の削減を行うこととし、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行うこと等により地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制する。

このような歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等（一般会計ベース）について、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対応する。

【市の財政状況】

平成19年度の税収見込み額は、平成19年度予算編成方針で示したように、平成18年度当初予算額と比較し、三位一体の改革による税源委譲により約10億9千万円の増収が見込まれるが、税源委譲に伴い所得譲与税、地方特例交付金等の減収が約13億9千万円見込まれるため、市税の増収が歳入の増に直接結びつかず、その結果3億円の歳入減が見込まれ、自主財源の確保は不透明な状況となっている。

平成20年度の税収見込み額は、平成19年度と同程度確保できる見込みであるが、普通交付税5,500万円減、臨時財政対策債1億5,600万円減、特別交付税1億円減となり、その結果3億円の歳入減が見込まれる非常に厳しい状況となっている。

このような状況を受け、市税はもとより、国民健康保険税、保育所入所児保護者負担金、住宅使用料等の収納率の向上と、新たな歳入が見込めないなか、広告料等の歳入確保を図る。

一方、歳出面では、扶助費などの義務的経費や施設管理経費及び教育施設の耐震補強等の改修経費、各一部事務組合負担金、各特別会計への繰出金等の増加が見込まれている。この結果、経常的に支出する経費に一般財源がどの程度充当されているかを示す平成18年度の「経常収支比率」は、90.9%と前年度比1.1ポイント増となっており、財政の硬直化が危惧されているところである。

また、平成17年度決算から総務省が導入した自治体の財政健全度をはかる「実質公債費比率」は平成18年度決算15.3%であるが、18%を超えた場合は協議制から許可制へ、更に25%を超えた場合は起

債の制限を受けることから、市債残高の増加を抑制する財政運営が求められる。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本年6月に公布され、現行の再建法を抜本的に見直し、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の四つの財政指標を平成19年度決算分から毎年度公表しなければならない。

平成20年度決算からは、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画（自主的な改善努力）を定め、議会の議決を経て速やかに公表し、総務大臣・県知事への報告が必要となる。更に、健全化判断比率のうち「将来負担比率」を除いた三つの比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」）を再生判断比率と定義し、そのいずれかが財政再生基準以上である場合は、財政再生計画（国等が強く関与）を定めることとしており、議会の議決を経て速やかに公表し、総務大臣・県知事への報告が必要となる。

その為、財政の健全化について、新しい法制の時代に入りつつあることを念頭に置き予算編成をしなければならない。

以上のように厳しい財政状況であり、従来にも増して、歳出の削減が求められ、効率的かつ効果的な行財政運営を推進していかなければならない。

【予算編成基本方針】

《全体に流れる三つの基本》

顧客主義・未来志向・現場主義を基本理念として予算を編成する。

《枠配分予算編成》

平成20年度の歳入見込みは、平成19年度当初予算額と比較し、前述したように、3億円規模の歳入減が見込まれる非常に厳しい状況となっていることから、総力を挙げて歳入・歳出の両面から見直しを行う必要がある。

そのため、平成19年度6月補正後の予算額（一般財源ベース）の「一般経費」から総額1億円を削減し枠配分する。

《基本方針》

平成20年度予算編成にあたっては、政治と行政の質的転換を待ち望む多くの市民の声をしっかりと受け止め、限られた財源の中で行政課題に取り組み、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、職員一人ひとりが危機感と経営感覚をもって、知恵を絞り行政サービスの維持・向上に努めていかなければならない。

それは、行政の視座（目の位置）を高くして、より遠くまで視野に入れて、先んじて手を打っていくということである。

10年後には豊富な担税力のある人口が激減するという環境変化を念頭に置けば、行財政改革の道筋を明示するとともに、企業会計的な手法の導入や一般会計、特別会計のみならず、外郭団体や一部事務組合にも踏み込んだ行財政改革を加速しなければならず、あわせて持続可能な行財政運営に結びつく施策の積極的な実施が求められる。

つまり、現在の課題を明確にして、2年後、4年後、6年後、8年後とあるべき到達段階を想定しながら、長期的視点と民間の経営感覚をもって、それぞれの時期に適切に対応しなければならない重要課題を確実に解決していこうという、行政姿勢への転換が必要ということである。

『予算編成のポイント』

1．持続可能な行財政運営のために必要な事業の実施

将来のまちづくりに結び付くことを見越した種を蒔く、それは、その事業の実施がリターンとしての税収増や活性化（果実）に結びつくものでなければならず、そのためにも持続可能な行財政運営と人口の定着等に結びつく事業を積極的に推進する。（例：下水道使用料に直接結び付く区域の整備、人口増に結び付く下高井特定土地区画整理事業等）

2．血税は1円の無駄も無く、更なる行財政改革の推進

行財政集中改革プランを着実に進めるとともに、今すぐにでも出来る改革は早急に実施する。

- ・ 今まで実施してきた委託等の外注においても、職員のかかわり方を再考することによって経費の削減を図り、将来のまちづくりに結び付く経費とする。更に、目的は何か 受益者はだれか 負担は適切か、について議論し、事業の必要性を見直す。
- ・ まちづくりの課題解決のために、市民との役割分担を定め、協働して実行できる仕組みを構築し、事業を展開する。
（例：手づくりによる市民に身近な公園整備等）
- ・ 事業は、優先順位の厳しい選択を行い、新たに必要な財源は、極力既定の経費の振替や節減合理化により捻出し、後年度負担を十分検討して実施する。

3．市民目線での予算編成

顧客主義、未来志向、現場主義が市民の期待であると考え「市民

生活の重視」を基本に、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、行政課題に取り組み、真に市民の求めるものを見据えた市民主体の予算編成とする。

4．行政課題へのスピーディな対応

- ・ 課題に正面から向き合ってスピーディに成果を出せるよう、行政の質的転換を図る。
- ・ 部局の壁をまたがる事業等について、責任の所在が不明確にならないように十分な調整を行う。また、時宜を得た迅速な課題解決による市民満足度の向上を図る。
- ・ 事業の実施にあたっては、事業の対象・意図・成果指標を明確にし、目標達成に向けた展開を図る。

5．自主財源の安定的な確保

社会経済情勢の変化に即応しつつ、市税・国民健康保険税等の収納率の向上を図り、税収の確保に努める。

保育所入所児保護者負担金・住宅使用料等についても、住民負担の公平確保の観点に立脚し、収納率の向上を図り、適正化を進める。

6．施策評価の活用

事務事業評価シートの活用による改革改善を進め、費用対効果を見据えた予算編成とする。

以上、予算編成方針を示したが、平成20年度は歳入減が見込まれる厳しい状況での編成作業となることから、各担当部局においては行財政を取り巻く厳しい現況を十分認識し、職員一丸となって取り組むことを切望する。

平成19年10月10日

取手市長 藤井信吾